



# 埼玉県報

第529号  
令和6年(2024年)  
7月5日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則（文書課）

### 訓令

- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）

### 管理規程

- 埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

### 告示

- ノーコードツールサービス提供業務に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 令和6年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 名細第一土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 蓮田市高虫西部土地区画整理事業の都市計画の変更に関わる図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 令和6年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 県道と光インター線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道東武動物公園停車場線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）



# 埼玉県報

第529号  
令和6年(2024年)  
7月5日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則（文書課）

### 訓令

- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）

### 管理規程

- 埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

### 告示

- ノーコードツールサービス提供業務に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 令和6年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 名細第一土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 蓮田市高虫西部土地区画整理事業の都市計画の変更に関わる図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 令和6年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 県道と光インター線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道東武動物公園停車場線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

## 規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十六号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「改善させ」の下に「、並びに埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料として一般の利用に供する公文書の書誌情報（次項において「書誌情報」という。）の提供を承認させ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 文書等の完結及び前項の承認を受ける前の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、課及び所に文書公開情報確認者を置く。

#### 附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。

# 埼玉県訓令第八号

## 訓 令

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「施行」の下に「及び完結」を加え、「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第二条第八号中「施行」の下に「、完結」を加える。

第三条第二項第一号中「施行」の下に「、完結、保存」を加え、同項第二号中「第四条第四項の」の下に「文書公開情報確認者、同条第五項の」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 公文書検索・閲覧システム（埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料のうち公文書の書誌情報を一般の利用に供する機能を有する情報処理システムをいう。）に掲載する公文書の書誌情報（次条第二項第二号において「書誌情報」という。）の提供の承認に関すること。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあっては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもって充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

2 文書公開情報確認者は、上司の命を受け、次に掲げる事務を処理しなければならない。

- 一 文書管理システムによる文書等の完結に関すること。
  - 二 前条第二項第三号の承認を受ける前の書誌情報の確認に関すること。
- 第四章の章名中「施行」の下に「及び完結」を加える。
- 第四章中第三十六条の次に次の一条を加える。

(完結)

第三十六条の二 文書公開情報確認者は、文書管理システムに記録された文書等が完結したときは、文書管理システムにおいて当該文書等の完結に係る事務を処理しななければならない。

附 則

この訓令は、令和六年八月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年三月三十日公営企業管理規程

第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

附 則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局文書管理規程（平成二十二年三月三十日流域下水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

附 則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
ノーコードツールサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年5月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
リコージャパン株式会社 東京都大田区中馬込1丁目3番6号
- 5 落札金額  
134,982,540円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和6年4月5日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

小川 晃生	青柳 龍太郎	吉野 隆之	渡邊 崇	医師の氏名
じん臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
腎臓内科	内科	内科	内科 膠原病リウマチ	診療科名
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	埼玉医科大学病院	医療生協さいたま 生協病院 秩父	医療法人 渡辺小児科 内科医院	医療機関の名称
新座市東北一―七―二	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	秩父市阿保町一―十一	羽生市北三―十二―三	医療機関の所在地
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	指定年月日

# 告示

## 埼玉県告示第七百八十八号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年十二月十五日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

### 二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

- ニ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

### 四 受験手続

#### イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishi-ken/h30/goannai.html>）に掲載する。

#### ロ 受付期間

令和六年七月十九日（金）午前八時三十分から八月五日（月）午後十一時五十九分まで

## 五 試験手数料

一万千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

## 六 合格発表

令和七年一月二十七日（月）午前九時三十分から令和七年二月二十六日（水）午後五時まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

## 七 その他

身体に障がいがある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（〇四八―八三〇―三五二―三）までお問い合わせください。

## 告示

### 埼玉県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外計八者

（変更後） 株式会社社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外計六者

#### ハ 変更年月日

令和六年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ草加店

埼玉県草加市栄町二丁目八番三十三号外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

（変更後）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

### ハ 変更年月日

令和六年四月一日

### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第七百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ新座野火止店

埼玉県新座市野火止六百四十六―四外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

#### ハ 変更年月日

令和六年四月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテUNY大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役 白濱

満明

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後）株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役 平田

一馬

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

（変更後）UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木康介

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

#### ハ 変更年月日

令和五年九月二十七日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

（変更後）ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

#### ハ 変更年月日

令和六年三月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス上尾今泉店

埼玉県上尾市大字今泉百九十一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

#### ハ 変更年月日

令和六年三月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
名細第一土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に  
ついて、次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 數野 浩司 埼玉県川越市大字鯨井百二十八番地

同 岡田 元富 同 同 千六百四十八番地二

同 數野 正一 同 同 千百七番地

同 小嶋 一雄 同 同 千百五十九番地

同 伊藤 高夫 同 同 千八十七番地

同 早川 利明 同 同 千八百五十五番地

同 中野 一明 同 同 千五百七十二番地

同 関根 誠 同 同 大字上戸三百二十三番地

同 小田 輝男 同 同 大字下小坂五百八十八番地一

同 増田 輝一 同 同 六百五十五番地

同 岡部 実 同 同 六百六十九番地七

同 田中 壽男 同 同 五百五十番地

同 木所 清司 同 同 七百二十一番地

同 安田 昌男 同 同 大字平塚八十四番地

同 滝本 克武 同 同 八十八番地

同 新井 良一 同 同 大字小堤二百七十五番地

同 増田 芳隆 同 同 坂戸市大字中小坂三百三十番地

監事 増田 日出雄 同 同 川越市大字下小坂六百六十四番地二

同 新井 博行 同 同 大字平塚十七番地

同 稲村 隆治 同 同 大字鯨井千四百八十六番地二

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事 數野 浩司 埼玉県川越市大字鯨井百二十八番地

同 岡田 元富 同 同 千六百四十八番地二

同 伊藤 高夫 同 同 千八十七番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新井博行	増田日出雄	數野正一	増田芳隆	新井良一	安田清美	安田昌男	滝本邦雄	田中壽男	木所清司	増田輝一	増田幾久治	小田輝男	関根誠	中野一明	眞仁田洋	小嶋一雄	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	川越市大字鯨井千百七番地	坂戸市大字中小坂三百三十番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
大字平塚十七番地	大字下小坂六百六十四番地二			大字小堤二百七十五番地	同	同	大字平塚百二十二番地一	同	同	同	同	大字下小坂五百八十八番地一	大字上戸三百二十三番地	同	同	同	
					三十八番地	八十四番地		五百五十番地	七百二十一番地	六百五十五番地	五百八十九番地一		千五百七十二番地	千八百四十八番地	千五百五十九番地		

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二三―一八―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字中在八百八番一外二筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百五十一・四九立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇二七八八立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により蓮田市から蓮田都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

令和6年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

748,822,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月19日

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

和光インター線	路線名
和光市新倉二丁目二九五七番一地先から同市新倉二丁目二九五七番一地先まで	供用開始の区間
令和六年七月五日	供用開始の期日
平成五年三月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五・四メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

<p>東武動物公園停車場 線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番一 地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一 六二四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年七月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和六年五月三十一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三九一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

#### 一 許可番号

令和六年四月十六日

指令川建セ第〇五〇一八〇号

#### 二 検査済証番号

令和六年六月二十七日

川建セ第〇六〇〇五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字鳩山千九百四十八番七、同番十二、同番十九

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市かすみ野一丁目二十四番地七

内村 浩二

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

#### 一 許可番号

令和五年十月十三日

指令川建セ第〇五〇〇六〇号

#### 二 検査済証番号

令和六年六月二十八日

川建セ第〇六〇〇四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字中在八百八番一、八百三番三、八百三番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号

埼玉ひびきの農業協同組合 代表理事組合長 五十嵐 雅樹

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年七月五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 一 日時

令和六年七月十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ西大宮	埼玉県さいたま市西区西大宮一丁目十八番地一
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷百十一番地一

## 雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和六年七月五日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘 信

令和6年5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果								備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)				C/N	水分 (%)		その他 の検査
堆肥	朝日アグリア(株)	レオグリーン特I号	3.5	3.4	1.3				10	11.1		
	四方田正彦	植性発酵堆肥	1.4	0.9	3.1				18	30.9		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

## 規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十六号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「改善させ」の下に「、並びに埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料として一般の利用に供する公文書の書誌情報（次項において「書誌情報」という。）の提供を承認させ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 文書等の完結及び前項の承認を受ける前の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、課及び所に文書公開情報確認者を置く。

#### 附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。

# 埼玉県訓令第八号

## 訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「施行」の下に「及び完結」を加え、「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第二条第八号中「施行」の下に「、完結」を加える。

第三条第二項第一号中「施行」の下に「、完結、保存」を加え、同項第二号中「第四条第四項の」の下に「文書公開情報確認者、同条第五項の」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 公文書検索・閲覧システム（埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料のうち公文書の書誌情報を一般の利用に供する機能を有する情報処理システムをいう。）に掲載する公文書の書誌情報（次条第二項第二号において「書誌情報」という。）の提供の承認に関すること。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあっては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもって充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

2 文書公開情報確認者は、上司の命を受け、次に掲げる事務を処理しなければならない。

- 一 文書管理システムによる文書等の完結に関すること。
  - 二 前条第二項第三号の承認を受ける前の書誌情報の確認に関すること。
- 第四章の章名中「施行」の下に「及び完結」を加える。
- 第四章中第三十六条の次に次の一条を加える。

(完結)

第三十六条の二 文書公開情報確認者は、文書管理システムに記録された文書等が完結したときは、文書管理システムにおいて当該文書等の完結に係る事務を処理しななければならない。

附 則

この訓令は、令和六年八月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年三月三十日公営企業管理規程

第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

附 則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局文書管理規程（平成二十二年三月三十日流域下水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

附 則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
ノーコードツールサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年5月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
リコージャパン株式会社 東京都大田区中馬込1丁目3番6号
- 5 落札金額  
134,982,540円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和6年4月5日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

小川 晃生	青柳 龍太郎	吉野 隆之	渡邊 崇	医師の氏名
じん臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
腎臓内科	内科	内科	内科 膠原病リウマチ	診療科名
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	埼玉医科大学病院	医療生協さいたま 生協病院 秩父	医療法人 渡辺小児科 内科医院	医療機関の名称
新座市東北一―七―二	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	秩父市阿保町一―十一	羽生市北三―十二―三	医療機関の所在地
令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	令和六年六月十四日	指定年月日

# 告示

## 埼玉県告示第七百八十八号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年十二月十五日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

### 二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

- ニ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

### 四 受験手続

#### イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishi-ken/h30/goannai.html>）に掲載する。

#### ロ 受付期間

令和六年七月十九日（金）午前八時三十分から八月五日（月）午後十一時五十九分まで

## 五 試験手数料

一万千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

## 六 合格発表

令和七年一月二十七日（月）午前九時三十分から令和七年二月二十六日（水）午後五時まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

## 七 その他

身体に障がいがある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（〇四八―八三〇―三五二―三）までお問い合わせください。

## 告示

### 埼玉県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外計八者

（変更後） 株式会社社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外計六者

#### ハ 変更年月日

令和六年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ草加店

埼玉県草加市栄町二丁目八番三十三号外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

（変更後）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

### ハ 変更年月日

令和六年四月一日

### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第七百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ新座野火止店

埼玉県新座市野火止六百四十六―四外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

#### ハ 変更年月日

令和六年四月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテUNY大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役 白濱

満明

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後） 株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役 平田

一馬

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

（変更後） UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木康介

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

#### ハ 変更年月日

令和五年九月二十七日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

（変更後）ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

#### ハ 変更年月日

令和六年三月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス上尾今泉店

埼玉県上尾市大字今泉百九十一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

#### ハ 変更年月日

令和六年三月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
名細第一土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に  
ついて、次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 數野 浩司 埼玉県川越市大字鯨井百二十八番地

同 岡田 元富 同 同 千六百四十八番地二

同 數野 正一 同 同 千百七番地

同 小嶋 一雄 同 同 千百五十九番地

同 伊藤 高夫 同 同 千八十七番地

同 早川 利明 同 同 千八百五十五番地

同 中野 一明 同 同 千五百七十二番地

同 関根 誠 同 同 大字上戸三百二十三番地

同 小田 輝男 同 同 大字下小坂五百八十八番地一

同 増田 輝一 同 同 六百五十五番地

同 岡部 実 同 同 六百六十九番地七

同 田中 壽男 同 同 五百五十番地

同 木所 清司 同 同 七百二十一番地

同 安田 昌男 同 同 大字平塚八十四番地

同 滝本 克武 同 同 八十八番地

同 新井 良一 同 同 大字小堤二百七十五番地

同 増田 芳隆 同 同 坂戸市大字中小坂三百三十番地

監事 増田 日出雄 同 同 川越市大字下小坂六百六十四番地二

同 新井 博行 同 同 大字平塚十七番地

同 稲村 隆治 同 同 大字鯨井千四百八十六番地二

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事 數野 浩司 埼玉県川越市大字鯨井百二十八番地

同 岡田 元富 同 同 千六百四十八番地二

同 伊藤 高夫 同 同 千八十七番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新井博行	増田日出雄	數野正一	増田芳隆	新井良一	安田清美	安田昌男	滝本邦雄	田中壽男	木所清司	増田輝一	増田幾久治	小田輝男	関根誠	中野一明	眞仁田洋	小嶋一雄	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	川越市大字鯨井千百七番地	坂戸市大字中小坂三百三十番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
大字平塚十七番地	大字下小坂六百六十四番地二			大字小堤二百七十五番地	同	同	大字平塚百二十二番地一	同	同	同	同	大字下小坂五百八十八番地一	大字上戸三百二十三番地	同	同	同	
					三十八番地	八十四番地		五百五十番地	七百二十一番地	六百五十五番地	五百八十九番地一		千五百七十二番地	千八百四十八番地	千五百五十九番地		

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二三―一八―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字中在八百八番一外二筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百五十一・四九立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇二七八八立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により蓮田市から蓮田都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和6年度埼玉県立学校指導者用端末等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

748,822,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月19日

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

和光インター線	路線名
和光市新倉二丁目二九五七番一地先から同市新倉二丁目二九五七番一地先まで	供用開始の区間
令和六年七月五日	供用開始の期日
令和五年三月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五・四メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

<p>東武動物公園停車場 線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番一 地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一 六二四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年七月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和六年五月三十一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三九一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

#### 一 許可番号

令和六年四月十六日

指令川建セ第〇五〇一八〇号

#### 二 検査済証番号

令和六年六月二十七日

川建セ第〇六〇〇五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字鳩山千九百四十八番七、同番十二、同番十九

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市かすみ野一丁目二十四番地七

内村 浩二

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

#### 一 許可番号

令和五年十月十三日

指令川建セ第〇五〇〇六〇号

#### 二 検査済証番号

令和六年六月二十八日

川建セ第〇六〇〇四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字中在八百八番一、八百三番三、八百三番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号

埼玉ひびきの農業協同組合 代表理事組合長 五十嵐 雅樹

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年七月五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年七月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ西大宮	埼玉県さいたま市西区西大宮一丁目十八番地一
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷百十一番地一

## 雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和六年七月五日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘 信

令和6年5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果								備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)				C/N	水分 (%)		その他 の検査
堆肥	朝日アグリア(株)	レオグリーン特I号	3.5	3.4	1.3				10	11.1		
	四方田正彦	植性発酵堆肥	1.4	0.9	3.1				18	30.9		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。